しあわせ信州
山々と育む　すこやかな国

長野県（健康福祉部）プレスリリース　令和８年（2026 年）11 月 26 日

年末の食中毒予防に向け
「食品等の年末一斉取締り」を行います

年末は、多種類の食品が短期間に大量流通するほか、ノロウイルスによる食中毒が発生しやすい季節です。

県民の皆様の食の安全・安心を確保するため、県内の飲食店や食品関係施設を対象に「食品等の年末一斉取締り」を実施します。県内の保健福祉事務所（保健所）が重点的な監視指導及び検査を行います。

１　目的

年末における食中毒の発生防止及び食品衛生の向上を図るため、食品関係施設に対する重点的な監視指導を実施します。特に、ノロウイルス及びカンピロバクターによる食中毒の防止並びに HACCP に沿った衛生管理の定着に取り組みます。

２　期間

令和８年 12 月１日（火）から 12 月 28 日（月）まで

３　実施機関

県内 10 保健福祉事務所（保健所）

４　実施方法

（１）施設に対する立入検査

対象施設：飲食店、旅館、仕出し・弁当屋、食肉取扱施設、スーパーマーケット、給食施設等

主な確認事項：食品の衛生的な取扱い、ノロウイルス及びカンピロバクターによる食中毒防止対策、HACCP に沿った衛生管理の実施状況、食品表示の適正表示（期限表示、アレルゲン表示等）

（２）食品の抜取り検査

対象食品：牛乳、魚介類及びその加工品、果実・野菜等

検査項目：微生物、食品添加物、残留農薬、動物用医薬品等

５　県民の皆様へ

ノロウイルスによる食中毒は冬期に多く発生します。調理前や食事前の手洗いを徹底し、体調不良時は調理を控えましょう。

また、鶏肉や食肉は中心部まで十分に加熱し、生又は加熱不十分な状態で食べないよう注意してください。

６　参考（前年度実績）

（１）立入検査の結果

立入検査施設数：1,199 施設

指導件数：43 件

（内訳）

- 許可を要する営業施設：43 件
- 許可を要さない営業施設：0 件

（２）食品の抜取り検査結果

検体数：112 件

不適件数：0 件

７　問合せ先

取材や個別の実施状況については、各保健福祉事務所（保健所）へお問い合わせください。

（保健福祉事務所一覧：取材・連絡先）

保健福祉事務所名	電話番号
佐久保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６７－６３－３２９７
上田保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６８―２５－７１５２
諏訪保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６６－５７－２９２９
伊那保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６５－７６－６８３９
飯田保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６５－５３－０４４６
木曽保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６４―２５－２２３５
松本保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６３－４０－１９４２
大町保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６１－２３－６５２８
長野保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６－２２５－９０６５
北信保健福祉事務所　食品・生活衛生課	０２６９－６２－３１０６

（問合せ先）
担　当　健康福祉部食品・生活衛生課
　　食品衛生係、乳肉・動物衛生係
　　安田、小山、中村、齋藤
電　話　026-232-0111（代表）　内線 2661・2641
　　026-235-7155
ＦＡＸ　026-232-7288
E-mail　shokusei@pref.nagano.lg.jp